

「大分県議会基本条例（仮称）」概要案
に対する県民意見の募集の結果について

平成21年3月13日

県議会では、平成20年12月22日から21年1月21日までの間、「大分県議会基本条例（仮称）」概要案について、広く県民の皆様からご意見の募集を行いました。

お寄せいただきましたご意見と、それに対する考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、1人の県民から延べ3件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第2章 第3条 (議決)	議会基本条例に、県の基本構想の策定を議決事項とすべきことを盛り込むべきではないか。	県の基本構想を含む県基本計画を議決事項とすることについては、既に昨年12月に「大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（基本計画議会議決条例）」を制定し、本年4月から施行することにしております。
2	第2章 第6条 (調査及び公表)	議会基本条例に、地方自治法第98条に基づく検査権限を行使する場合の提案方法や議決方法等の手続きを規定してはどうか。	議会基本条例は、議会の役割や議員活動の原則など、議会に関する基本的な事項等を規定するようにしています。提案や議決の方法については、法令に基づき、議会運営委員会において、具体個別に検討することになります。
3	第2章 第6条 (調査及び公表)	議会基本条例に、(地方自治法)100条調査権を行使する際の委員会設置について、設置理由明記、設置提案権、議決方法等の設置手続きを規定してはどうか。	議会基本条例は、議会の役割や議員活動の原則など、議会に関する基本的な事項等を規定するようにしています。提案や議決の方法については、法令に基づき、議会運営委員会において、具体個別に検討することになります。

大分県議会事務局 政策調査課

電話 097-506-5033

電子メール a21000@pref.oita.lg.jp